



下村

隆彦がチャーム・ケア・コーポレーション<6062>株式の変更報告書  
を提出（保有減少）



東証1部のチャーム・ケア・コーポレーション<6062>について、下村  
隆彦が12月6日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「本件訂正の対象となる変更報告書は平成24年5月31日に提出されたものであり、5年間の縦覧期間を経過している。従って、本来、訂正報告書を提出する際は、対象となる報告書の関連文書として作成するところ、システム上の制約から不可能なため、変更報告書の形式で提出するもの。よって、本報告書は、EDINETの閲覧画面上の提出書類名が「変更報告書」と表示されているが、内容は以下の訂正に伴う訂正報告書である。なお、「報告義務発生日」は便宜上、「提出日」を記載している。  
[訂正される報告書名]変更報告書No.1[訂正される報告書の報告義務発生日]平成24年5月25日[訂正箇所]第2[提出者に関する事項]1. [提出者（大量保有者）／1] (7) [保有株券等の取得資金]①[取得資金の内訳]上記(Y)の内訳（訂正前）平成20年06月27日付株式分割（1：10）により、1,800株を取得平成23年09月28日付株式分割（1：60）により、708,000株を取得平成24年04月27日株式公開により、720,000株のうち300,000株（売出）を処分しております。（訂正後）平成20年06月27日付株式分割（1：10）により、1,800株を取得平成23年09月28日付株式分割（1：60）により、708,000株を取得平成24年04月27日株式公開に」によるもの。

報告書によると、下村  
隆彦のチャーム・ケア・コーポレーション株式保有比率は、52.93%と4.05%減少した。

報告義務発生日は、2019年12月6日。